

# 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱

函館市企業局上下水道部



## 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する許可に関し必要な事項を定め、下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。

(許可)

**第3条** 法第10条第1項ただし書の許可（以下単に「許可」という。）は、工場または事業場における1施設の1排出口ごとに行うものとする。

- 2 前項の排出口については、2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠きよが設けられている場合においては、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠きよに排出される下水が、互いに次条第2項第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときは、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠きよに異なる区分に属する下水が合流していない場合に限り、当該2以上の施設の排出口を1つ

の排出口とみなすことができる。

3 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。
- (2) 第7条第1項、第8条および第9条の規定を遵守すること。
- (3) 許可を受けた者（以下「許可済者」という。）が当該許可に係る下水（以下「許可下水」という。）を公共用水域に排除しなくなったときは、当該許可下水に係る許可は、その効力を失うものであること。
- (4) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可済者に対し、許可下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (5) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとし、許可済者の工場または事業場に立ち入り、許可下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。
- (6) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件  
（許可の申請）

**第4条** 許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに電話番号
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水を排除する排出口の位置
- (4) 排水設備を設置しないで排除する下水の種類
- (5) 排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域の名称
- (6) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水量および

排水設備を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものまたは終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）に排除する下水の水量

- (7) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水の排除を開始する予定年月日
- (8) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水質測定の結果または当該下水の予定水質（前号に規定する日前に水質測定を行うことができない場合に限る。）

2 前項第8号の水質測定については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 水質の測定は、次に掲げる下水の区分に応じ、別表に定める測定しなければならない項目について、同表に定める検定方法により行わなければならない。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

- (2) 前号の測定は、申請の日前2箇月の間において、測定日および測定時刻の間隔がそれぞれおおむね均等になるように、全日操業をしている場合にあっては1箇月につき1日当たり9回以上を1日以上の日において、全日操業している場合以外の場合にあっては1箇月につき1日当たり操業時間内に3回以上（このうち3回は、操業開始直後および操業終了直前の時点ならびに操業開始から操業終了までの間のほぼ中間的な時点とする。）を2日以上の日において行うこと。

- (3) 前号の規定による測定の回数および時期については、管理者が下水を排除する工場または事業場の操業の態様からみて前号の規定による測定の回数および時期による必要がないと認めるときは、管理者が別に定める回数および時期によることができる。

- (4) 第1号の測定のための試料は、次号に規定する場合を除くほか、

公共用水域（２以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>が設けられている場合にあつては，当該排水管または排水渠<sup>きよ</sup>。以下この号において同じ。）への排出口ごとに，公共用水域に流入する直前で，公共用水域による影響の及ばない地点で，水深の中層部から採取すること。

- (5) ２以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>が設けられている場合において，２以上の施設のそれぞれの排出口から当該２以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>に排出される下水が，互いに第１号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときの試料の採取は，前号の規定にかかわらず，当該２以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>から公共用水域（公共用水域に至るまでの間に当該排水管または排水渠<sup>きよ</sup>の下水を異なる区分の下水と合流させるために当該排水管または排水渠<sup>きよ</sup>が更に接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>が設けられている場合にあつては，当該更に接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>。以下この号において同じ。）への排出口ごとに，当該２以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>から公共用水域に流入する直前で，公共用水域による影響の及ばない地点で，水深の中層部から採取して行うことができる。

3 第１項の申請書は，別記第１号様式によらなければならない。

（許可の基準）

**第５条** 管理者は，前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ，許可をしてはならない。

- (1) 下水の水質（前条第１項第８号に規定する予定水質を含む。）が前条第２項第１号ア，イまたはウに掲げる下水の区分に応じ，それぞれ別表に定める測定しなければならない項目について同表に定める基準値を満たすものであり，かつ，その水質が将来にわたって確保できる保証が得られること。
- (2) 排水設備を設置しないで公共用水域に直接下水を排除することが合理的であること。

(3) 排除しようとする下水がし尿に関するものでないこと。

(許可証の交付)

**第6条** 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

**第7条** 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

**第8条** 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

**第9条** 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

**第10条** 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

**第11条** 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



別表（第4条，第5条関係）

項 目		基 準 値		検 定 方 法 等
		函館湾処理区域	南処理区域	
1	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。)第8条第1号に規定する方法
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3	浮 遊 物 質 量 (SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4	大 腸 菌 群 数	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	省令第6条に規定する方法
5	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6	シ ア ン 化 合 物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7	有 機 燐 化 合 物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.05以下	0.2以下	省令第8条第13号に規定する方法
10	砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12	ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13	ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第18号に規定する方法
15	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17	四 塩 化 炭 素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24	チ ウ ラ ム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25	シ マ ジ ン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27	ベ ン ゼ ン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29	ほう素及びその化合物	230(海域以外10)以下	230(海域以外10)以下	省令第8条第33号に規定する方法
30	ふっ素及びその化合物	15(海域以外8)以下	15(海域以外8)以下	省令第8条第34号に規定する方法
31	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32	フ ェ ノ ー ル 類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33	銅 及 び そ の 化 合 物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35	鉄 及 び そ の 化 合 物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37	クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38	ダ イ オ キ シ ン 類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39	化学的酸素要求量 (COD)	160(日間平均値120)以下	160(日間平均値120)以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に科する検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。)第31号に規定する方法
40	アンモニア，アンモニア化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
41	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下	省令第8条第6号に規定する方法
		(2) 動植物油脂類含有量	30以下	
42	窒 素 含 有 量	120(日間平均値60)以下	—	省令第8条第7号に規定する方法
43	磷 含 有 量	16(日間平均値8)以下	—	省令第8条第8号に規定する方法
44	温 度	45度未満	45度未満	省令第8条第4号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は，温度，水素イオン濃度(pH)，大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については，「mg/L」とする。
- 「検出されないこと。」とは，検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち，管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは当該項目については，測定しない。

別記第1号様式（第4条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、} \\ \text{主たる事務所の} \\ \text{所在地} \end{array} \right)$   
申請者 氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、} \\ \text{名称および代表} \\ \text{者の氏名} \end{array} \right)$   
電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
4	下水の種類	ア イ ウ (下水の名称： )
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除開始予定年月日	年 月 日
8	水質測定結果	別紙の分析機関による計量(分析)証明書のとおり

注 4の下水の種類欄は、許可を受けようとする下水について、次のアからウまでに掲げるいずれか1つの該当する記号を○で囲み、その下水の名称を記入すること。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

別記第2号様式（第6条関係）

### 排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備を設置しない下水の排除については、次のとおり許可します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
4	下水の種類	(下水の名称： )
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 m <sup>3</sup> /日 (2) 公共下水道 m <sup>3</sup> /日
7	排除の開始を許可する期日	年 月 日
8	許可の条件	(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。 (2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。 (3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地）または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。 (4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。 (5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。 (6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。 (7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。 (8) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件
9	その他	許可の条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。

別記第3号様式（第7条関係）

排水設備設置義務免除変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、} \\ \text{主たる事務所の} \\ \text{所在地} \end{array} \right)$   
申請者 氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、} \\ \text{名称および代表} \\ \text{者の氏名} \end{array} \right)$   
電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しないで下水を排除する許可を受けた事項について、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 公共用水域の名称		
(2) 下水の水量	(1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$	(1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$
	(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$	(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$
3 変更しようとする年月日	年 月 日	
4 変更の理由		

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

別記第4号様式（第8条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 届出者 氏名 （法人にあっては、名称および代表者の氏名）  
 電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり変更があったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更年月日	年 月 日	
3 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 氏名（法人にあっては、名称）		
(2) 法人の代表者の氏名		
(3) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
(4) 電話番号	—	—
(5) 工場または事業場の名称		

別記第5号様式（第9条関係）

下水排除廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地）  
届出者 氏名 （法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名）  
電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり公共用水域に下水を排除しなくなったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 工場または事業場の名称	
3 工場または事業場の所在地	
4 下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
5 下水の種類	（下水の名称： ）
6 下水を排除しなくなった年月日	年 月 日
7 下水を排除しなくなった理由	

添付書類

排水設備設置義務免除許可証